

安全衛生教育（特別教育等） 受講規約

第1条（適用）

本規約は、北海道電力株式会社 次世代エネルギー部 安全・カイゼン・技術教育センター（以下「当センター」という。）が社外向けに実施する安全衛生教育及び研修（以下「本研修」という。）に適用します。申込会社が申込書を提出し、当センターが受付を通知した時点で、申込書、本規約、研修ガイド、見積書その他提示条件に基づく合意が成立するものとします。

第2条（教育実施義務者）

労働安全衛生法第59条第3項（労働安全衛生規則第36条第4号）に基づく特別教育等に係る法令上の実施義務は、受講者を雇用し対象業務に従事させる申込会社が負います。当センターは、申込会社から依頼を受け、申込内容の範囲で本研修を実施します。

第3条（講師の選任）

申込会社は、当センターが本教育の教育科目について十分な知識及び経験を有すると判断した者を担当講師として選任することを認めるものとします。

第4条（研修内容）

教育名、科目、時間、開催日、開催場所、受講料その他の条件は、当センターのHP、「お申込みのご案内」、特別教育申込書または受付通知に記載します。科目の省略は行いません。

第5条（修了証）

当センターは、所定の教育課程を修了した受講者に対し、「北海道電力株式会社 次世代エネルギー部 安全・カイゼン・技術教育センター」名義で修了証を発行します。修了証は当センターによる教育課程の修了を証明するものであり、対象業務への就労を認定又は許可するものではありません。

第6条（受講料・支払）

受講料には、教材費および修了証発行費を含みます。受講後に請求書を郵送しますので、請求書に記載の銀行口座へ指定期日までにお振り込みください。振込手数料は申込会社が負担するものとします。

第7条（変更・取消し）

申込内容の変更又は取消しは、申込会社から書面又は電子メールで連絡してください。キャンセル料は、原則として開催日の2日前まで無料、前日50%、当日100%とします。ただし、当センターが個別に別条件を提示した場合は、その条件を優先します。

第 8 条（中止・延期）

災害、感染症、設備不具合、講師の急病その他やむを得ない事情により、本教育を中止又は延期することがあります。この場合の振替日、受講料その他の取扱いは、申込会社と協議します。

第 9 条（安全上の遵守事項）

受講者は、講師および施設管理者の指示に従い、指定された服装・保護具を使用してください。足場教育では簡易足場を用いた説明を行い、フルハーネス教育では器具の装着・点検および吊り下げ体感を行います。安全確保が困難な行為、体調不良または受講妨害が認められる場合、当センターは体感・実技への参加または受講を中止させることがあります。

第 10 条（事故・損害）

本教育中に事故又は設備・器具の損傷が発生した場合、申込会社と当センターは速やかに連絡し、事実関係を確認します。損害の取扱いは、原因及び責任の所在を踏まえて協議します。

第 11 条（教材）

教材の著作権その他の権利は、当センター又は正当な権利者に帰属します。申込会社及び受講者は、許可なく教材を複製、加工、配布、公衆送信又は第三者提供してはなりません。

第 12 条（個人情報）

当センターは、申込みにより取得した個人情報を、本教育の受付、実施、連絡、修了証発行、記録管理、請求その他これらに付随する目的で利用し、適切に管理します。

第 13 条（再発行）

修了証の紛失、氏名変更等による再発行は、当センター所定の手続によります。再発行手数料を設定する場合は、再発行前に提示します。

第 14 条（協議事項）

本規約に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた場合は、申込会社と当センターが協議して定めます。